

鳥取県病院局訓令第2号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間(月)	摘要	被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間(月)	摘要
1 院長、副院長（ <u>医師の職務に従事する者に限る。</u> ）、医療局長、医療局の副局長、部長（薬剤部長を除く。）、医長、 <u>室長（新生児集中治療室長及び臨床研修支援室長に限る。）</u> 、副医長、 <u>副室長（臨床研修支援室の副室長に限る。）</u> 、医師及び歯科医師の職務に従事する職員	白衣	2	24		1 院長、副院長、医療局長、医療局の副局長、部長（薬剤部長を除く。）、医長、副医長、医師及び歯科医師の職務に従事する職員	白衣	2	24	
					2 医療技術局長（ <u>理学療法士の職務に従事する者に限る。</u> ）、医療技術局の副局長（ <u>理学療法士の職務に従事する者に限る。</u> ）、理学療法室長、理学療法室の副室長、副主幹	白衣 トレーニン グパン ツ	2 2	24 60	

					(理学療法士の職務に従事する者に限る。)、理学療法主任及び理学療法士の職務に従事する職員				
					3 医療技術局長(診療放射線技師の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(診療放射線技師の職務に従事する者に限る。)、中央放射線室長、中央放射線室の副室長、副主幹(診療放射線技師の職務に従事する者に限る。)、診療放射線主任及び診療放射線技師の職務に従事する職員	白衣 作業服 (ズボン)	2 2	24 48	
<u>2</u> 略					<u>4</u> 略				
					3 医療技術局長(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、薬剤部長、副部長、副主幹(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、薬剤主任及び薬剤師の職務に従事する職員	白衣 作業ズボン	2 2	24 24	製剤業務に従事する職員を除く。 製剤業務に従事する職員に限る。 製剤業務に従事する職員に限る。
					4 医療技術局長(臨床心理士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(臨床心理士の職務に従事する者に限る。)、副主幹(臨床心理士の職務に従事する者に限る。)	白衣	2	24	
					5 医療技術局長(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、薬剤部長、副部長、副主幹(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、薬剤主任及び薬剤師の職務に従事する職員	白衣 作業ズボン	2 2	24 24	製剤業務に従事する職員を除く。 製剤業務に従事する職員に限る。 製剤業務に従事する職員に限る。

務に従事する者に限る。)、臨床心理主任及び臨床心理士の職務に従事する職員																					
5 医療技術局長(理学療法士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(理学療法士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室長(理学療法士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室の副室長(理学療法士の職務に従事する者に限る。)、副主幹(理学療法士の職務に従事する者に限る。)、理学療法主任及び理学療法士の職務に従事する職員	白衣 トレーニングパンツ	2 2	24 60																		
6 医療技術局長(作業療法士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(作業療法士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室長(作業療法士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室の副室長(作業療法士の職務に従事する者に限る。)、副主幹(作業療法士の職務に従事する者に限る。)、作業療法主任及び作業療法士の職務に従事する職員	白衣 トレーニングパンツ	2 2	24 60																		
7 医療技術局長(言	白衣	2	24																		

<p>語聴覚士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(言語聴覚士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室長(言語聴覚士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室の副室長(言語聴覚士の職務に従事する者に限る。)、副主幹(言語聴覚士の職務に従事する者に限る。)、言語聴覚主任及び言語聴覚士の職務に従事する職員</p>	<p>トレーニングパンツ</p>	<p>2</p>	<p>60</p>						
<p>8 医療技術局長(視能訓練士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(視能訓練士の職務に従事する者に限る。)、副主幹(視能訓練士の職務に従事する者に限る。)、視能訓練主任及び視能訓練士の職務に従事する職員</p>	<p>白衣</p>	<p>2</p>	<p>24</p>						
<p>9 略</p>					<p>6 略</p>				
<p>10 医療技術局長(栄養士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(栄養士の職務に従事する者に限る。)、栄養管理室長、栄養管理室の副室長、副主幹(栄養士の職務に従事する者に限る。)、栄養主任及び栄養士の職務に従事する職員</p>	<p>白衣 白衣(半袖)</p>	<p>2 1</p>	<p>24 24</p>		<p>7 医療技術局長(栄養士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(栄養士の職務に従事する者に限る。)、栄養管理室長、栄養管理室の副室長、副主幹(栄養士の職務に従事する者に限る。)、栄養主任及び栄養士の職務に従事する職員</p>	<p>白衣 白衣(半袖)</p>	<p>2 1</p>	<p>24 24</p>	

11 医療技術局長（診療放射線技師の職務に従事する者に限る。）、医療技術局の副局長（診療放射線技師の職務に従事する者に限る。）、中央放射線室長、中央放射線室の副室長、副主幹（診療放射線技師の職務に従事する者に限る。）、診療放射線主任及び診療放射線技師の職務に従事する職員	白衣	2	24
	作業服（ズボン）	2	48

12 略

13 副院長（看護師の職務に従事する者に限る。）、看護局長、看護局の副局長、医療技術局の副局長（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従事する職員

略

14 電気技師及び機械技師の職務に従事する職員

作業服（上衣）	2	60
作業服（夏上衣）	2	60
作業服（ズボン）	2	60
布製短靴	1	24

--	--	--	--

8 略

9 看護局長、看護局の副局長、医療技術局の副局長（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従事する職員

略

10 電気技師及び機械技師の職務に従事する職員

作業服（上衣）	2	60
作業服（夏上衣）	2	60
作業服（ズボン）	2	60
布製短靴	1	24

11 視能訓練士の職務に従事する職員

白衣	2	24
----	---	----

12 臨床心理士の職務

白衣	2	24
----	---	----

					に從事する職員			
15	略				13	略		
16	略				14	略		
17	略				15	略		
18	略				16	略		
19	略				17	略		
20	略				18	略		
21	略				19	略		
22	略				20	略		
23	略				21	略		
24	略				22	略		
25	略				23	略		

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。